

## 柏崎市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、議員の職責及び議会への市民の信頼の確保に鑑み、柏崎市議会の議員（以下「議員」という。）が、柏崎市議会の会議等を長期間欠席した場合における当該議員の議員報酬及び期末手当の支給について、新潟県柏崎市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第23号）の特例を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市議会の会議等 次に掲げるものをいう。

ア 柏崎市議会定例会議及び随時会議

イ 新潟県柏崎市議会委員会条例（平成3年条例第29号）の規定により設置された委員会

ウ 新潟県柏崎市議会会議規則（昭和42年議会規則第1号）第164条の2に規定する協議等の場

(2) 議会活動 市議会の会議等に出席することをいう。

(3) 長期欠席 本人の意思によるか否かにかかわらず、議員が市議会の会議等に出席又は参加しない期間で、当該期間が90日を超えるものをいう。

（議員報酬の減額）

第3条 議員が長期にわたって議会活動をしなない場合における議員報酬の額は、当該市議会議員が受けるべき議員報酬の額に、次の表に掲げる議会活動をしなない期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

長期欠席の期間	割合
90日を超え365日以下であるとき	100分の50
365日を超えるとき	100分の20

2 前項に規定する長期欠席の期間は、市議会の会議等を欠席した日から起算する。

3 第1項の規定は、長期欠席の期間が90日又は365日を超えた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から、市議会の会議等に出席した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）まで適用する。

（期末手当の減額）

第4条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれ前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬の支給を減額された月があるときの期末手当の額は、その職に応じて支給されるべき期末手当に、長期欠席の期間に応じて、前条第1項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

2 基準日の前6か月以内の期間において、前条第1項の表に掲げる長期欠席の期間の区分に応じた割合が異なる場合は、当該割合のうちいずれか低い割合を適用する。

(適用除外)

第5条 議員が次に掲げる事由により長期欠席したときは、前2条の規定は適用しない。

- (1) 新潟県柏崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第40号）に基づき認定された公務上の災害
- (2) 女性議員の出産。ただし、労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は同条第2項（ただし書を除く。）に規定する期間の範囲内とする。
- (3) その他議長がやむを得ないと認める事由

(前任期における長期欠席の期間等)

第6条 この条例の規定により前任期中に議員報酬を減額されていた議員が、再び議員の資格を得た場合には、前任期における長期欠席の期間及び議員報酬の減額は、現任期における議員報酬及び期末手当にその効力を及ぼさないものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年1月1日から施行する。